

# 労働かながわ

2020 1・2月号  
No.723

## 2・3月は『非正規労働者 解雇、雇止め等相談強化期間』です 職場で困っていることについてお気軽にご相談ください!

解雇、雇止め等に関する労働相談は、近年最も相談件数が多い項目となっており、特に年度末の時期はその傾向が顕著になっています。

また、労働契約法の改正により無期労働契約に転換できるルールが設けられたものの、非正規労働者を中心に、解雇、雇止め等に関するトラブルが更に増加するおそれがあります。

こうしたことから、かながわ労働センターでは2月及び3月を「非正規労働者 解雇、雇止め等相談強化期間」として、さまざまな事業を実施します。ぜひ、ご利用・ご参加ください。

### 《街頭労働相談会》相談無料・秘密厳守

職場のトラブル等のご相談に、かながわ労働センターの職員等が応じます。(3月12日の川崎駅北口自由通路の会場では、弁護士(予約優先、14時～17時)による相談も実施)

日 時	会 場	問合せ先
2月14日(金) 10時～16時	平塚市役所	湘南支所
2月20日(木) 11時～17時	イオン秦野ショッピングセンター	湘南支所
2月25日(火) 10時～17時	イオンモール座間	県央支所
3月3日(火) 10時～17時	綾瀬タウンヒルズ	県央支所
3月6日(金) 10時～16時	鎌倉市役所	本 所
3月12日(木) 11時～17時	川崎駅北口自由通路	川崎支所
3月18日(水) 11時～17時	小田原ダイナシティイースト	湘南支所

### 《期間中の弁護士労働相談》相談無料・秘密厳守/来所相談・事前予約制

相談日(2月)	相談日(3月)	時 間	会場・予約申込先
2月4日、18日、25日 (いずれも火)	3月3日、10日、17日、31日 (いずれも火)	13時30分～16時30分	本 所
2月12日(水)、26日(水)	3月11日(水)	14時～17時	湘南支所
2月13日(木)、25日(火)	3月24日(火)	14時～17時	川崎支所
2月19日(水)	3月18日(水)	14時～17時	県央支所

### 《セミナー》対象：どなたでも 受講料：無料/事前申込制

#### 「最新整理! パワハラ防止対策と同一労働同一賃金への対応等」

月 日	時 間	テ ー マ	会 場	申込等
2月27日(木)	18時30分 ～20時30分	パワーハラスメント防止対策の要点	県立西部総合 職業技術校	湘南支所
3月3日(火)		知っておきたい解雇・雇止めの知識		
3月5日(木)		同一労働同一賃金に関する最新事情		

#### 「これでわかる! “同一労働同一賃金”のポイント」

月 日	時 間	テ ー マ	会 場	申込等
3月11日(水)	18時30分 ～20時30分	パート・有期法、改正派遣法の概要	大和市文化創造 拠点シリウス	県央支所
3月18日(水)		同一労働同一賃金をめぐる重要裁判例		

※それぞれ連続して実施される講座ですが、1回のみでの参加も可能です。

※問合せ先は、P7の「かながわ労働センター欄」電話番号へ。

### 主な内容

- 非正規労働者 解雇・雇止め等相談強化期間 ..... P.1
- 働き方改革企業担当者交流会 ..... P.2
- 知って役立つ! 若者のための労働法基礎講座 ..... P.2
- 令和2年の抱負(連合神奈川会長・経営者協会会長) ..... P.3

## 働き方改革企業担当者交流会 無料

人口減少の中、「女性幹部を育てろ!」の号令を「カタチ」だけでなく、「中身のあるもの」にするにはどうするか? その多くは上司の力にかかっています。

では、具体的にどのように上司が振る舞えばいいのか、皆さんと一緒に考えます。

日時：令和2年1月14日(火) 14:00～16:00

※働きながら不妊治療を受ける従業員は増加傾向にあるといわれています。そうした従業員への理解を深めていただくため、交流会の最初の10分間で県健康増進課より妊娠や出産の現状について情報提供します。

会場：かながわ県民センター 3階 304会議室

横浜市神奈川区鶴屋町 2-24-2 (JR・私鉄・横浜市営地下鉄 横浜駅から徒歩約5分)

講師：法政大学経営大学院イノベーション・マネジメント研究科 教授 高田 朝子氏

対象：県内事業所に勤務する管理職等 30名

※応募者多数の場合のみ抽選とし、ご参加いただけない方のみ1週間前にご連絡します。

テーマ：「女性管理職を育てる上司力」

申込み：県のホームページから申込みできます。

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/z4r/koryukai/index.html>

問合せ先：神奈川県産業労働局労働部雇用労政課労政グループ ☎045-210-5746

～安心して働くために～

## 知って役立つ! 若者のための労働法基礎講座 無料

若者がいわゆる「ブラック企業」「ブラックバイト」から自分の権利を守り、健康に働き続けるために、知っておくべき労働法等の基礎知識をわかりやすく解説します。就職活動中の方、就労支援担当者、人事労務管理担当者の方などは是非ご活用ください。



◆ 講師：法政大学法学部 教授 沼田 雅之 先生

日時	会場	定員
令和2年1月25日(土) 14:00～16:00	川崎市立労働会館 サンプиアンかわさき 2階 第3交流室 (川崎市川崎区富士見 2-5-2)	40名
令和2年2月1日(土) 14:00～16:00	藤沢市役所 8階 8-1-2 会議室 (藤沢市朝日町 1-1)	40名
令和2年2月29日(土) 14:00～16:00	神奈川県立かながわ労働プラザ 4階 5・6・7 会議室 (横浜市中区寿町 1-4)	100名
令和2年3月8日(日) 14:00～16:00	ユニコムプラザさがみはら セミナールーム 1 (相模原市南区相模大野 3-3-2 bono相模大野サウスモール 3階)	40名

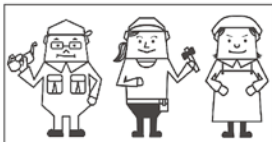
◆ 詳細はホームページをご確認ください。 [神奈川県労働福祉協会](#) 検索

◆ お申込み・お問合せ：(公財)神奈川県労働福祉協会 (神奈川県からの受託事業者)

☎045-633-5410 FAX 045-633-5412

## スキルアップセミナー(在職者訓練)のご案内

技術を身につけ、業務の充実・向上にお役立てください!



会社を強くするスキル。  
あなたを強くするスキル。

県立産業技術短期大学校や職業技術校等では、主に中小企業等に在職中の方を対象に、様々な専門分野のセミナーを開催しています。仕事に必要な技術を身につけるために、スキルアップセミナーをぜひご活用ください。ご希望の多い講座内容であらかじめ日程を設定して募集する「メニュー型」と、企業や団体の方々のご要望に応じ開催する「オーダー型」の2種類のセミナーを実施しています。

【セミナー例】★工業技術分野「炭酸ガスアーク溶接(上級)」「ティグ溶接(上級)」  
★管理・経営・階層別分野「製造現場における在庫管理の進め方」「製造業の方を対象としたヒューマンエラーの効果的防止策」等、様々なセミナーを実施しています。申込み方法や内容等についての詳細は、スキルアップセミナーのホームページをご覧ください。

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/xa4/seminar/index.html>

神奈川県産業労働局労働部産業人材課 職業能力開発グループ ☎045-210-5715



# 令和2年の抱負

## 「令和2年の抱負」

連合神奈川 会長 吉坂 義正

明けましておめでとうございます。

昨年、私も連合神奈川は、多くの方々にご協力をいただきながら運動を展開することが出来ました。衷心より御礼申し上げます。

さて、日本は人口減少と少子化に加え、長寿化の進行により、高齢者の総人口に占める割合は急激に上昇していきます。こうした人口構造や世帯の姿の変化に伴い、子育て世代や高齢者世帯への支援の充実や社会保障制度の機能強化と持続可能性の確保に取り組んでいかなければならないと考えています。

また、AIやIoTなどの導入による技術革新は、多大な経済効果と生活者の利便性向上をもたらす一方で、従来型職種における雇用の減少なども指摘されています。

このような中、連合神奈川は結成30周年を迎えます。30周年の節目に「持続可能性」と「包摂」を運動の基底に置き、多様なステークホルダーと対話・協働して『働くことを軸とした安心社会』の実現に向けて取り組んでいきたいと考えています。

本年もどうぞよろしく願いいたします。



## 令和2年の抱負 多様な人材が活躍できる豊かな社会の実現を目指して!



一般社団法人神奈川県経営者協会 会長 石渡 恒夫

新年あけましておめでとうございます。

旧年中は、皆様方の格別のご理解とご協力のもと円滑に協会運営を進めることができました。衷心より厚く御礼を申し上げます。

さて、昨今ではAI技術の普及やIoTの進展などにより社会や産業の構造、あるいは私たちの生活様式までもが大きく変わろうとしています。また、少子高齢化や人口減少なども要因となり、企業経営にとって従前の発想や手法では全く通用しない状況が生じつつあります。

そのような中、昨年から関連法案が順次施行され、「働き方改革」の取組が本格化していますが、これも従来の発想や手法を超えた取組みの一つとして捉えることができます。

本年も、多様な人材が活躍できる豊かな社会の実現を目指し、行政、企業、労働団体他関係者の皆様との密な連携のもとに協会の運営にあたりたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

# かながわ労働情勢 9 10 11 月

## I 連合神奈川 第31回定期大会

日本労働組合総連合会神奈川県連合会(柏木教一会長、約342,000人)は、11月8日、ワークピア横浜に、代議員、来賓等約270名を集め、第31回定期大会を開催した。

### 【運動方針の要旨】

- 1 「40万連合神奈川」へ向けた組織拡大・組織強化の着実な前進と社会的影響力のある労働運動の強化
- 2 「働くことを軸とする安心社会」の構築に向けた政策・制度要求と提言活動の強化
- 3 雇用の創出・安定の取組と労働条件の確立と向上
- 4 男女平等社会の実現
- 5 地域と協働した国民・県民運動の展開
- 6 政策実現に向けた政治活動の強化
- 7 国際連帯活動の推進と展開

### 【役員氏名】

会長 長 吉坂 義正(自動車総連)  
会長代行 野呂 宏幸(自治労)  
副会長 長 小島 隆洋(電機連合)  
〃 〃 高橋 慎吾(自動車総連)  
〃 〃 新 敦(UAゼンセン)  
〃 〃 滝澤 欣久(JAM)  
〃 〃 政金 正裕(宗教協)  
〃 〃 中島 康元(基幹労連)  
〃 〃 島 辰夫(JP労組)  
〃 〃 真崎 教邦(情報労連)  
〃 〃 渡辺 一明(JEC連合)  
〃 〃 亀崎 友彦(運輸労連)  
〃 〃 佐藤 誠(電力総連)  
事務局 長 林 克己(電機連合)

## II 基幹労連神奈川県本部

日本基幹産業労働組合連合会神奈川県本部(中島康元委員長、約16,000人)は、10月8日にワークピア横浜において、代議員、来賓等約130名が出席し、第17回定期大会を開催した。

### 【運動方針の要旨】

- 1 安全衛生活動の再強化
- 2 各組織の役割と責任の発揮(組織力の再強化)
- 3 安心・安全を担保する労働政策
- 4 活力ある組織運営を目指して
- 5 関係団体との連携強化

### 【役員氏名】

委員長 長 中島 康元(IH労働組合連合会 横浜支部)  
副委員長 長 渡部 堅三(JFESテール京浜労組)  
〃 〃 川崎 晴彦(三菱重工グループ労働組合連合会相模原地区本部)  
事務局 長 山川 眞一(JFE物流品労組)  
会計 監 査 高橋 信裕(日本鋼管病院労組)  
齋藤 武幸(MHPSEエンジニアリング 労組横浜支部)

## III 情報労連神奈川県協議会

情報産業労働組合連合会神奈川県協議会(真崎教邦議長、約8,200人)は、9月20日にワークピア横浜において、代議員、来賓等約90名を集め、第52回定期大会を開催した。

### 【運動方針の要旨】

- 1 「仲間づくり」の取組
- 2 組織体制の確立と産別機能の充実・強化の取組
- 3 安全労働の取組
- 4 政策立案の充実と実現に向けた対応
- 5 総合生活改善の取組
- 6 政治活動の推進
- 7 明日Earth活動のさらなる推進と発展
- 8 福祉活動の取組

### 【役員氏名】

議長 長 真崎 教邦(NTT労組南関東総支部)  
副議長 長 渡辺 努(ナイスグループ労組)  
〃 〃 味田 将弘(通建連協和エクスオ労組)  
〃 〃 小関 浩史(NTT労組南関東総支部)  
事務局 長 高橋 直樹(NTT労組南関東総支部)

## IV 全駐留神奈川地区本部

全駐留労働組合神奈川地区本部(飯島智幸執行委員長、約5,100人)は、10月14日に崎陽軒本店において、代議員、来賓等約100名を集め、第61回定期大会を開催した。

### 【運動方針の要旨】

- 1 雇用確保・離職者対策の強化
- 2 駐留軍等労働者のステータスの確立
- 3 国内法令遵守・国公準拠・労働慣行の尊重
- 4 賃金、労働条件の維持・改善
- 5 社会的・国民的課題の実現
- 6 組織拡大と強化・活性化の推進

### 【役員氏名】

執行委員長 飯島 智幸(専従)  
委員長代行 乙川 寛喜(専従)  
副執行委員長 酒井 一豊(横須賀支部)  
〃 〃 山本 一雄(さがみ野支部)

書記 長 山田 修士(専従)  
副書記 長 渡辺 健二(専従)

## V 全国福祉保育労働組合神奈川県本部

全国福祉保育労働組合神奈川県本部(井出村一朗執行委員長、約250人)は、9月1日に横浜開港記念会館において、代議員、来賓等約50名を集め、第36回定期大会を開催した。

### 【運動方針の要旨】

- 1 組織拡大に向けた取組
- 2 民主的職場づくりに向けた取組
- 3 不当な攻撃を跳ね返す闘いの取組
- 4 国・自治体に対する福祉人材確保・処遇改善の取組
- 5 憲法改悪阻止に向けた闘いの取組

### 【役員氏名】

執行委員長 柴田さゆみ(ピョピョ保育園分会)  
副執行委員長 松下恵美子(みどり分会)  
〃 〃 佐藤加代子(ポイントユニオン)  
〃 〃 藤田 裕子(ポイントユニオン)  
書記 長 松本 圭一(瀬谷はーと分会)  
書記 次 長 加川みどり(緑陽苑分会)

## VI 主要労働団体の機関開催

### ■連合神奈川

【第371回 五役会、第344回 執行委員会】  
10月23日、第371回五役会、第344回執行委員会を開催し、次のとおり協議した。

### 【協議事項】

- 1 役員の変更について
- 2 第31回定期大会の議題等について  
(1)運動方針(案)  
(2)2019年度「会計決算報告」「会計決算監査報告」、2020年度予算(案)  
(3)30周年事業(案)、役員選出(案)、大会スローガン(案)、大会宣言(案)
- 3 2020年「新春の集い」について
- 4 政治活動の取組について
- 5 組織拡大実績と組織表彰について
- 6 地域フォーラムの開催について
- 7 北方領土返還要求運動神奈川県民大会の開催について
- 8 青年委員会当面の活動について
- 9 女性委員会の総会の開催について

### ■神奈川労連

#### 【第1回幹事会】

- 10月5日、第1回幹事会を開催し、次のことを協議した。
- 1 役員体制、幹事の任務分担
  - 2 単位組織の日常的な活動の確立・強化
  - 3 横須賀原子力空母母港化抗議の集会
  - 4 公務の賃金確定闘争

#### 【第2回幹事会】

- 11月2日、第2回幹事会を開催し、次のことを協議した。
- 1 横浜へのカジノ誘致反対の住民投票条例
  - 2 職場実態調査の取組
  - 3 秋の組織拡大月間
  - 4 フリーランスの組織化に向けた取組

## VII 主要労組の定期大会

### ■川崎労働組合総連合

川崎労連(菅野明議長、約14,500人)は、10月20日、川崎市教育文化会館において、代議員、来賓等約60名が出席し、第30回定期大会を開催した。

### 【運動方針の要旨】

- 1 組織拡大・強化について
- 2 春闘・労働条件改善について
- 3 憲法・税・社会保障など平和と暮らしを守る取組について
- 4 統一地方選挙・参議院選挙について
- 5 争議、裁判闘争について

### 【役員氏名】

議長 長 菅野 明(川崎医療生労組)  
副議長 長 大貫 春男(全川崎地域労組)  
〃 〃 菅野 健一(川崎建設労働組合連合会)  
〃 〃 野村 澄夫(神奈川土建・川崎支部協議会)  
事務局 長 佐藤 正樹(福祉保育労組・緑陽苑分会)  
事務局 次 長 大島 信雄(全日本建設交連労組・県南支部)  
野口 雅人(川崎建設労組連合会)

### ■相模地域労働組合総連合

相模労連(座間恵一議長、約3,200人)は、10月20日、相模原市民会館において、代議員、来賓等約30名が出席し、第25回定期大会を開催した。

### 【運動方針の要旨】

- 1 要求に応え、仲間を広げ組織拡大を
- 2 相模労連の運動を支える「機関会議」と「財政確保」および「学習」
- 3 春闘・賃金闘争、メーデー

- 4 社会保障・税金闘争
- 5 「人間らしく生き働く」ルールの確立
- 6 憲法闘争・平和

### 【役員氏名】

議長 長 座間 恵一(神奈川土建・相模原支部)  
副議長 長 中村 直敏(医労連・北央医療生協労組)  
事務局 長 原口 哲治(相模労連・相模地域合同労組)

## ■西湘地域労働組合総連合

西湘労連(池田優議長、約2,100人)は、9月21日、県小田原合同庁舎において、代議員、来賓等約50名が出席し、第26回定期大会を開催した。

### 【運動方針の要旨】

- 1 賃金上げ、労働条件改善、「働くルール」確立のたたかい
- 2 組織拡大・強化
- 3 憲法改悪阻止、政治を変える
- 4 地域共同のたたかひの中心を担う

### 【役員氏名】

議長 池田 優(西湘地域合同労組)  
副議長 長 伊藤 光治(全労連全国一般小田原地区協議会)  
〃 〃 山口与司雄(神奈川土建一般西湘支部)  
事務局 長 北川 和徳(県職労西湘支部)  
事務局 次 長 武藤 尋晴(神奈川土建一般西湘支部)  
〃 〃 石塚 裕一(ちとせ労働組合)

## ■厚木地区労働組合協議会

厚木地区労(関谷幸夫議長、約1,900人)は、10月12日アミューあつぎにおいて第55回定期大会を開催する予定だったが、台風19号の直撃が予想されたため中止とし、10月30日に臨時の幹事会を開催した。

### 【運動方針の要旨】

- 1 私たちをめぐる情勢の特徴
- 2 厚木地区労働の基調と重点的課題
- 3 運動の具体的取組  
・生活を守るたたかい  
・合理化・不当解雇・差別・権利侵害に反対し、争議に勝利するたたかい  
・住民要求を実現するたたかい  
・平和と民主主義を守るたたかい  
・文化・スポーツ・レクリエーション活動  
・学習活動の強化  
・地区労働活動の強化

### 【役員氏名】

議長 長 関谷 幸夫(神厚労伊勢原支部)  
副議長 長 島 恒久(神奈川土建一般労組厚木支部)  
事務局 長 石山 卓男(神奈川県職労県央支部)  
事務局 次 長 涌井 秀幸(伊勢原自動車学校労組)

## ■神奈川県医療労働組合連合会

神奈川県医療労働組合連合会(古岡孝広執行委員長、約6,900人)は、9月22日にかながわ労働プラザにおいて、第63回定期大会を開催した。

### 【運動方針の要旨】

- 1 大幅増員・看護闘争の取組
- 2 賃上げ・働くルールの確立
- 3 憲法改悪阻止・平和・消費税反対政治への転換
- 4 組織の強化と拡大・共済推進への取組
- 5 各部会の取組

### 【役員氏名】

執行委員長 古岡 孝広(医生協かながわ労組)  
副執行委員長 市川美紀子(全医労神奈川地区協)  
〃 〃 鮫島 彰(県病院労組)  
〃 〃 早川 陽子(大病院労組)  
〃 〃 日置 元大(全労災関東支部)  
書記 長 柏木 哲哉(専従)  
書記 次 長 黒澤 大輔(事業協労組)  
〃 〃 渡辺 剛(横福協労組)  
〃 〃 八木橋 亮(川医協労組)

## ■湘南なぎさユニオン

湘南なぎさユニオン(下山友子執行委員長、55人)は、9月7日、レンタルホール湘南平塚において、組合員、来賓等約30名が出席し、第17回定期大会を開催した。

### 【運動方針の要旨】

- 1 新事務所を平塚に、「湘南なぎさユニオン」としてスタート
- 2 生活不安をなくし、諸闘争の勝利に向けて
- 3 みんなが参加した活動や行事を
- 4 各団体と連携して運動の広がりをもつ

### 【役員氏名】

執行委員長 下山 友子  
副執行委員長 風呂橋 修(専従)  
〃 〃 石川 秀夫(専従)  
書記 長 市川 力政(専従)  
書記 次 長 渡辺八千代(専従)  
〃 〃 宇佐美裕子

# 労働委員会の動き

調整事件関係では、新規申請(あっせん)が3件(15件)、終結は2件(13件)でした。不当労働行為事件関係では、新規申立てが5件(25件)、終結は9件(36件)でした。

それぞれの事件の申請、申立て、終結状況は、次のとおりです。 ※括弧内は、令和元年の累計件数です。

## 調整事件一覧(10・11月 申請・終結分)

	事件名	調整種別	申請者	被申請者	申請日	調整事項	終結日	終結事由
終結	令和元年(調)第8号事件	あっせん	労働組合	株式会社(運輸業、郵便業)	令和元年7月30日	・賃金問題の解決	令和元年10月30日	解決
	令和元年(調)第11号事件	あっせん	労働組合	株式会社(運輸業、郵便業)	令和元年8月29日	・正社員としての雇用	令和元年11月11日	解決
申請	令和元年(調)第13号事件	あっせん	労働組合	協同組合(漁業)	令和元年10月7日	・職場復帰及び復帰後の労働条件 ・自宅待機中の賃金補償		
	令和元年(調)第14号事件	あっせん	労働組合	株式会社(情報サービス業)	令和元年10月9日	・パワハラ行為 ・職場復帰後のパワハラ防止策の実施 ・その他の処遇		
	令和元年(調)第15号事件	あっせん	労働組合	株式会社(運輸業、郵便業)	令和元年11月7日	・解雇撤回		

## 不当労働行為事件一覧(10・11月 申立て・終結分)

	事件名	申立人	被申立人	申立日	救済申立事項	終結日	終結事由
終結(和解等)	令和元年(不)第19号事件	労働組合	株式会社(サービス業) 有限会社(製造業)	令和元年9月5日	・団体交渉応諾 ・支配介入の禁止 ・陳謝文の揭示	令和元年10月2日	関与和解
	平成31年(不)第4号事件	労働組合	株式会社(製造業)	平成31年3月26日	・誠実団体交渉実施 ・差別・侮辱的な言動の禁止 ・陳謝文の揭示	令和元年10月7日	関与和解
	平成29年(不)第4号事件	労働組合	株式会社(サービス業) 株式会社(製造業)	平成29年2月7日	・団体交渉応諾 ・誠実団体交渉実施 ・社会保険への遡及加入 ・陳謝文の揭示	令和元年10月11日	棄却
	平成29年(不)第20号事件	労働組合	株式会社(製造業)	平成29年6月16日	・直接交渉の禁止 ・誠実団体交渉実施 ・組合に対する協議の回答の禁止 ・不利益取扱いの撤回 ・陳謝文の揭示	令和元年10月31日	棄却
	平成30年(不)第16号事件	労働組合	株式会社(運輸業、郵便業)	平成30年8月22日	・配置転換命令等に係る原状回復 ・誠実団体交渉実施 ・支配介入の禁止 ・陳謝文の揭示・手交	令和元年11月12日	関与和解
	令和元年(不)第20号事件	労働組合	株式会社(運輸業、郵便業)	令和元年9月27日	・配置転換命令に係る原状回復 ・陳謝文の揭示・手交	令和元年11月12日	関与和解
	平成30年(不)第12号事件	労働組合	株式会社(医療、福祉)	平成30年7月12日	・離職票に係る離職理由の変更 ・誠実団体交渉実施 ・秘密録音の禁止 ・陳謝文の揭示	令和元年11月14日	棄却
	平成30年(不)第15号事件	労働組合	学校法人(教育、学習支援業)	平成30年8月7日	・誠実団体交渉実施 ・陳謝文の揭示	令和元年11月26日	全部救済
	平成30年(不)第22号事件	労働組合	株式会社(製造業)	平成30年10月12日	・直接交渉及び脱退工作の禁止 ・陳謝文の揭示	令和元年11月26日	一部救済
	申立て	令和元年(不)第21号事件	労働組合	株式会社(サービス業) 株式会社(製造業)	令和元年10月8日	・団体交渉応諾 ・支配介入の禁止 ・陳謝文の揭示	
令和元年(不)第22号事件		労働組合	学校法人(教育、学習支援業)	令和元年10月29日	・団体交渉応諾 ・陳謝文の手交・ホームページ掲載		
令和元年(不)第23号事件		労働組合	学校法人(教育、学習支援業)	令和元年11月13日	・団体交渉応諾 ・直接交渉の禁止 ・陳謝文の揭示		
令和元年(不)第24号事件		労働組合	医療法人(医療、福祉)	令和元年11月14日	・原職復帰 ・バックペイ ・陳謝文の揭示		
令和元年(不)第25号事件		労働組合	株式会社(建設業)	令和元年11月18日	・団体交渉応諾 ・陳謝文の揭示		

### 図書紹介



#### 発達障害の人の「就労支援」がわかる本

梅永 雄二【監修】  
出版社 講談社

かつて就労支援といえば、就職時のサポートが基本でしたが、現在は就職だけでなく、就職後の職場定着まで、長期的に支援するのが当たり前になりました。発達障害の人の場合、知識や技術を生かして就職することはできても、人間関係などに悩み職場になじめず、職場定着まで至らないこともあります。そのような発達障害の人が持つ「働きづらさ」をキーワードに、就労支援の基本的な内容や流れを生活面も含めて、イラストを多用し解説します。



#### 雇用身分社会の出現と労働時間

過労死を生む現代日本の病巣

森岡 孝二  
出版社 桜井書店

研究者・社会運動家として、まともな働き方(ディーセントワーク)の実現を目指して労働と雇用、特に労働時間を問いつづけ、2018年に逝去した著者の論文・講演記録。非正規雇用が拡大し、雇用形態が上下の序列になっているという「雇用身分社会」の問題を提起し、「男は残業、女はパート」という現代日本の働き方に危機を訴え、「過労死防止法」の成立に尽力してきた軌跡をたどる。

# シリーズ 実務に役立つ労働判例

## 全額払いの原則と賃金債権の放棄

シンガー・ソーイング・メシオン事件  
最高裁第2小法廷 昭和48年1月19日判決(民集27巻1号27頁)

### 事実の概要

Y社(被告、控訴人、被上告人)に雇用されていたX(原告、被控訴人、上告人)は、Y社との間で昭和41年8月29日に雇用契約を合意解約して退職しました。Y社の就業規則によって算出すると、Xの退職金は408万2000円となるはずでした。退職前にXはY社の西日本地区総責任者の地位にありましたが、退職後はY社の一部門と競争関係にある他の会社に移ることが判明していました。Y社は、在職中にX本人と部下の旅費等経費の使用につき書面上つじつまのあわない点から幾多の疑念を抱いていたので、Y社代表者はこの疑惑にかかる損害の一部を填補する趣旨で、「同日までY社に勤務したが、これに関する一切の支払を受領した。なお、XはY社に対し、いかなる性質の請求権をも有しないことを確認する。」という趣旨の英文の書面に署名を求めたところ、Xはこれに応じ、Y社はXに退職金を支給しませんでした。退職金の支給を求めてXがY社を提訴し、1審(東京地判昭43.4.19)はXの請求を認容し、Y社が控訴しました。控訴審(東京高判昭44.8.21)は、Xは上記書面により退職金債権の放棄をし、その意思表示に瑕疵はないと判断したため、Xが上告しました。

### 判旨

#### 上告棄却

本件退職金は、就業規則においてその支給条件が予め明確に規定され、被上告会社が当然にその支払義務を負うものというべきであるから、労基法11条の「労働の対償」としての賃金に該当し、したがって、その支払については、同法24条1項本文の定めるいわゆる全額払の原則が適用されるものと解するのが相当である。

しかし、右全額払の原則の趣旨とするところは、使用者が一方的に賃金を控除することを禁止し、もって労働者に賃金の全額を確実に受領させ、労働者の経済生活をおびやかすことのないようにしてその保護をはかろうとするものというべきであるから、本件のように、労働者たるXが退職に際しみずから賃金に該当する本件退職金債権を放棄する旨の意思表示をした場合に、右全額払の原則が右意思表示の効力を否定する趣旨のものであるとまで解することはできない。

もっとも、全額払の原則の趣旨とするところなどに鑑みれば、意思表示の効力を肯定するには、それがXの自由な意思に基づくものであることが明確でなければならないものと解すべきであるが、原審の確定するところによれば、Xは、

退職前Y社の西日本における総責任者の地位にあったものであり、しかも、Y社には、Xが退職後直ちにY社の一部門と競争関係にある他の会社に就職することが判明しており、さらに、Y社は、Xの在職中におけるXおよびその部下の旅費等経費の使用につき書面上つじつまの合わない点から幾多の疑惑をいただいていたので、疑惑にかかる損害の一部を填補する趣旨で、Y社がXに対し書面に署名を求めたところ、これに応じて、Xが書面に署名した、というのであり、この認定は、原判決挙示の証拠関係に照らし首肯しうるところ、事実関係に表われた諸事情に照らすと、意思表示がXの自由な意思に基づくものであると認めるに足る合理的な理由が客観的に存在していたものといえることができるから、意思表示の効力は、これを肯定して差支えないというべきである。

したがって、前記各事実関係のもとにおいて、Xのした本件退職金債権を放棄する旨の意思表示を有効と解した原審の判断は、正当である。

### 解説

労働者による退職金債権の放棄の意思表示の効力が争われた、労基法24条1項の全額払い原則に係るリーディングケースの1つです。労働者による退職金の放棄の意思表示が労働者の自由意思に基づくものであることから、Y社が退職金を支給しなかったことは労基法24条1項に反しないとしています。英文の念書でもその内容を労働者は十分に理解し、不正経理の疑い等に対して退職金の放棄をすることであったことを認識していたとしました。

近年の山梨県民信用組合事件(退職金請求事件(最判平成28.2.19労働判例1136号6頁、労働かながわ2016年11・12月号)においては、労働者の自由意思に基づく同意の成否が争点となっていますが、この2判決にはシンガー・ソーイング・メシオン事件と日新製鋼事件(最2小判平2.11.26労働判例584号6頁)とが引用され、その意義が改めて注目されています。日新製鋼事件では、使用者からの借入金と退職金との合意相殺が争点となりましたが、最高裁は、合意による相殺は、労働者の自由な意思に基づくものであると認められる合理的な理由が客観的に存在していたといえる場合には許されるとし、さらに、その自由意思によるか否かについては、厳格かつ慎重に判断されなければならないとしています。

法政大学法学部講師 山本 圭子(やまもと けいこ)

## いこいの村あしがら から特得プランのご案内

### 1 通年ゆっくりプラン(1泊)

金曜・土曜・祝前日・年末年始・夏期を除く  
料金:1泊3食 9,900円~(税込)  
特典:翌日の昼食付き  
翌日10:00~15:00 個室のご用意

### 2 研修プラン

金曜・土曜・祝前日・年末年始・夏期を除く  
料金:1泊2食 7,700円~(税込)  
特典:会議一日一回につきコーヒーサービス  
※ご宴会プランも別途、ご相談申し受けます。

ご予約  
お問合せは

いこいの村あしがら

TEL 0465-82-2381  
FAX 0465-82-2384  
URL <http://www.ikoi.or.jp>

各プランご利用にあたって

・ご予約の際は必ずプラン名をお伝え下さい。 ・お部屋は全室和室になっております。  
・入湯税は宿泊1名様につき150円別途承ります。 ・1部屋4~5名様料金です。

## センターに寄せられた労働相談事例

**Q** 私は、現在、A社と期間の定めのない雇用契約を締結し、正社員として在宅で勤務しています。会社からメールで送信される仕様書等に基づきプログラムを設計することが主な業務です。



労働条件は、一般社員と基本的には同じで、勤務時間は午前8時30分から午後5時(休憩1時間)、給料は月給制です。パソコンは、会社から無償で支給されています。

先日、上司から、「雇用契約から業務委託契約に変更しないか。報酬は、これまでの10%増しにする」と言われました。同意しても大丈夫でしょうか。

**A** 労務提供の契約として、民法上は「雇用」「請負」「委任」があり、それぞれ次のとおり規定されています。

- 「雇用」…当事者の一方が相手方に対して労働に従事することを約し、相手方がこれに対してその報酬を与えることを約することによって、その効力を生ずる。
- 「請負」…当事者の一方がある仕事を完成することを約し、相手方がその仕事の結果に対してその報酬を支払うことを約することによって、その効力を生ずる。
- 「委任」…当事者の一方が法律行為をすることを相手方に委託し、相手方がこれを承諾することによって、その効力を生ずる。

「雇用」と「請負又は委任」の大きな違いは、「雇用」の場合は、労働者として①労働契約のルールが規定されている(労働契約法)、②賃金、労働時間、休日・休暇などについての最低条件の確保(最低賃金法、労働基準法)、③仕事が原因のケガや病気に対する補償(労災保険法)、④失業の際の所得保障(雇用保険法)、⑤社会保険の加入(健康保険法、厚生年金保険法)などの労働関係法規が適用されますが、「請負又は委任」の場合はこうした法律が適用されないことです。また、正社員での雇用の場合、退職金制度があることも多いですが、請負等の場合、このような制度はないと考えてよいでしょう。

ただし、上記のどの契約に該当するのかについては、一般的には、契約の形式や文言だけでなく、その実態により判断されます。

在宅勤務について、厚生労働省では、どのような形態の在宅勤務者が「労働者」に該当するのかを明確にする観点から、ア 仕事の依頼、業務従事の指示等に対する諾否の自由がないこと、イ 会社が業務の具体的な内容や遂行方法を指示していること、ウ 勤務時間が定められていること、エ 業務用器具の負担がないこと、オ 報酬に固定給部分があるなど生活保障的要素が強いことなどの基準(「在宅勤務についての労働者性の判断について」)を示しています。

一方、業務委託契約の場合には、厚生労働省で「自営型テレワークの適正な実施のためのガイドライン」を作成しています。

まずは、雇用契約から業務委託契約に変更する趣旨や詳細な内容等を会社に十分確認し、メリット、デメリットをよく考慮した上で、同意するか否かを決めましょう。

なお、業務委託契約への変更に同意してしまうと、あとで解約する場合、債務不履行による損害賠償などの責任を負うこともありますので、十分に注意する必要があります。

**\* 労働相談は下記の本所・各支所でお受けしています。**

かながわ労働センター ( <http://www.pref.kanagawa.jp/docs/k5n/cnt/f7579/> )

本所	横浜市中区寿町1-4 かながわ労働プラザ2階	☎ 045-633-6110(代)
川崎支所	川崎市高津区溝口1-6-12 リンクス溝の口1階	☎ 044-833-3141
県央支所	厚木市水引2-3-1 県厚木合同庁舎3号館2階	☎ 046-296-7311
湘南支所	平塚市西八幡1-3-1 県平塚合同庁舎別館	☎ 0463-22-2711(代)

**\* メールでの労働相談にもお応えしています。**

かながわ労働センター メール労働相談 **検索**

**給与振込口座は〈中央ろうきん〉がおすすめ!**

ATM・CD利用時の インターネット/モバイルバンキングでの

**引出手数料 振込手数料**

**キャッシュバック**

〈中央ろうきん〉のキャッシュカードなら **0** 実質円

〈中央ろうきん〉に給与振込指定の場合、インターネット/モバイルバンキング<sup>®1</sup>の **月3回まで**

**ATM引出手数料が 何度でも**

**振込手数料が 月3回まで**

**キャッシュバックとは**  
〈中央ろうきん〉のキャッシュカードで、ゆうちょ銀行、銀行、コンビニ等のATM・CDを利用してお引出しした場合、所定の利用手数料を即時にお客様の〈中央ろうきん〉ご利用口座へお戻しすることです。

**ご留意いただきたいこと**  
キャッシュバックの対象は、当金庫のシステムにて「給与振込」として判定できるものに限り、  
「給与振込」は、お勤め先の振込方法によっては対象とならない場合があります。

**引出手数料**  
1回110円の場合  
月に5回使用すると  
年間6,600円節約!  
(110円×5回×12ヵ月) = 6,600円

**振込手数料**  
1回440円の場合  
月に3回使用すると  
年間15,840円節約!  
(440円×3回×12ヵ月) = 15,840円

ATMが全国、いつでもどこでも使える!  
便利な〈中央ろうきん〉!

つかえるATM

銀行・信金・信組  
ゆうちょ銀行 イオン銀行

たとえばこんなコンビニでも

セブン銀行 ローソンATM  
net FamilyMart Daily 24H

JR東日本のATMコーナー

始発から終電まで 毎日利用可能  
※ご利用時間は、始発から終電まで365日。カードローンはご利用いただけません。

VIEW ALTTTE ビューアルツテ

※設置場所や営業時間、メンテナンス等によりご利用いただけない場合があります。  
【ATM・CD引出手数料キャッシュバックサービス】※普通預金・貯蓄預金口座のお引出し、カードローン(マイプラ・教育ローン[カード型])のお引出しを対象に、1口座あたり何回でも、ATM・CDご利用時のお引出し手数料が即時にご利用口座へキャッシュバックされます。※キャッシュバック回数に制限はありません。  
【振込手数料キャッシュバックサービス】※〈中央ろうきん〉に給与振込または年金振込をご指定の方を対象に、「インターネット/モバイルバンキング」からの振込による振込手数料が、お1人様あたり1ヶ月につき、日付、時刻の早い順に3回までキャッシュバックされます。※キャッシュバックされたお振込手数料は、翌月20日(休業日の場合は前営業日)に、お振込手数料をお引きしたお客様の〈中央ろうきん〉普通預金・貯蓄預金口座へご入金します。※キャッシュバック時にキャッシュバック対象口座が解約されている場合等、キャッシュバックの対象外となる場合があります。※キャッシュバックサービスは、個人のお客様が対象となります。  
※1メンテナンス等によりサービスが利用できない日・時間帯があります。また、お取引内容と時間帯によっては、翌営業日扱いになることがあります。

一般的な商品案内は、お客様相談デスク(平日9:00~18:00) TEL:0120-86-6956  
詳しくは、〈中央ろうきん〉の各営業店へお問い合わせください。  
※各営業店の連絡先についてはホームページ(<http://chuo.rokin.com>)またはお客様相談デスクでご確認ください。 2019年11月1日現在

こくみん共済 NEWS 2019年6月、全労済から「こくみん共済 coop」へ

**住まいる共済** 火災共済・自然災害共済

広告

**自然災害への備えは充分ですか?**

原因別お支払件数

合計※ 66,895件

台風 35.5%  
降雪 25.5%  
地震 4.0%  
落雷 7.0%  
他の自然災害 13.4%  
他の原因 14.6%

実は... **共済金お支払いの約85%が自然災害によるものです!**

**自然災害共済** をおすすめします!

※こくみん共済 coop 2017年度「住まいに関する共済金」原因別お支払件数  
ここに掲載している内容は、制度の概要を説明したものです。詳細は「ご契約のしおり」などをご確認ください。

こくみん共済〈全労済〉 神奈川推進本部  
「こくみん共済 coop」は営利を目的としない保障の生協として共済事業を営み、相互扶助の精神にもとづき、組合員の皆さまの安心とゆとりある暮らしに貢献することを目的としています。この趣旨に賛同いただき、出資金を払い込んで居住地または勤務地の共済生協の組合員となることで各種共済制度をご利用いただけます。 14198011

**労働かながわ**

令和2年1月6日発行 第723号  
発行所/神奈川県産業労働局労働部雇用労政課  
〒231-8588 (住所不要)  
TEL 045-210-5739 (ダイヤルイン)  
FAX 045-210-8873

住所、宛先などの変更のご希望や労働かながわに対するご意見、ご希望、ご感想をお待ちしております。  
●産業労働局労働部雇用労政課への問合せフォームをご利用ください。  
<http://www.pref.kanagawa.jp/div/0607/>

職場の皆様にご覧してお読みください。